

■ 土地売買等の届出に係る区域について (都市計画区域及び市街化区域)

●市街化区域

秋田県内で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分(「線引き」ともいいます。)しているのは次の市です。

- ・秋田市(旧秋田市)
- ・潟上市(旧昭和町、飯田川町、天王町)

これらの市内で、市街化区域に定められた区域内において、2,000㎡以上の土地売買等がなされた場合、届出が必要となります。

●都市計画区域

秋田県内で、都市計画が定められている市町村は次のとおりです。

| 地区 | 市町村名 |
|-----|--|
| 県北 | 鹿角市、小坂町 |
| | 大館市(旧大館市、比内町)、北秋田市(旧鷹巣町、森吉町、合川町) |
| 県中央 | 能代市、二ツ井町 |
| | 秋田市(旧秋田市、河辺町、雄和町) |
| | 男鹿市(旧男鹿市)、潟上市(旧昭和町、飯田川町、天王町)、五城目町、八郎潟町 |
| 県南 | 由利本荘市(旧本荘市、矢島町)、にかほ市(旧仁賀保町、金浦町、象潟町) |
| | 大仙市(旧大曲市、神岡町、西仙北町)、仙北市(旧角館町、田沢湖町) |
| | 美郷町(旧六郷町)、横手市、湯沢市(旧湯沢市) |

都市計画区域内において、5,000㎡以上の土地売買等がなされた場合、届出が必要になります。

●上記以外の区域

上記以外の区域の場合であっても、10,000㎡以上の土地売買がなされた場合は、届出が必要です。
